

和気町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年10月21日改訂

和気町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、平成27年2月に「和気町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、「通学路安全推進会議」を設置し、以下を構成員とします。

<岡山県>

- ・岡山県備前県民局建設部東備地域維持補修課（東備地域工務課）

<警察>

- ・備前警察署交通課

<和気町>

- ・和気町総務部危機管理室
- ・和気町産業建設部都市建設課
- ・和気町総務事業部総務事業課
- ・和気町教育委員会教育総務課（学校教育課）

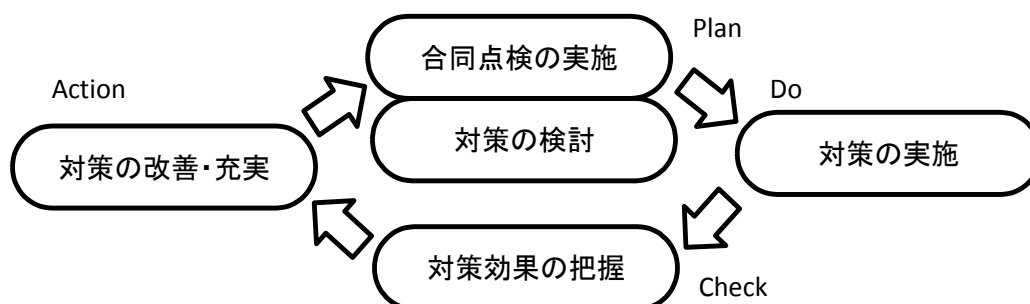
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

5年に1回、合同点検を実施します。※実状に応じて適宜実施

効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、検討課題を設定し、合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など必要に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、「児童生徒へのアンケートの実施」「車両と歩行者の離隔を測定」など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策状況の公表

点検の対策状況については、関係者間で認識を共有するために「通学路の危険箇所対策状況一覧表」を作成し公表します。